

和光市国民保護計画

平成 1 9 年 3 月策定

(令和 3 年 5 月変更)

和 光 市

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第4章 市の概況	3
第1節 地理的特性	3
第2節 社会的特性	5
第5章 国民保護の実施体制	6
第1節 市の責務	7
第2節 関係機関との連携	10
第3節 他の市区町村との連携	10
第4節 公共的団体との協力体制	10
第5節 市民の協力	10
第6節 事業所等との協力関係	11
第6章 本計画が対象とする事態	11
第1節 武力攻撃事態	11
第2節 緊急処理事態	14
第2編 平時における準備編	17
第1章 情報収集、伝達体制の構築	17
第1節 通信の確保	17
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	17
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	17
第2章 迅速な初動体制の確保	18
第1節 24時間即応体制の確立	18
第2節 職員配備計画の作成	18
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	18
第4節 交代要員等の確保	18
第5節 市対策本部等の設置場所	19
第3章 警報の市民への周知	19
第4章 避難の指示	20
第1節 避難の指示の伝達	20

第2節	モデル避難実施要領の作成	20
第3節	避難人数の把握	26
第4節	避難の指示の周知体制	26
第5節	避難住民集合場所の指定	27
第6節	避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	28
第7節	避難のための交通手段の確保	29
第8節	避難候補路の選定	30
第9節	避難住民の運送順序の決定	31
第10節	道路啓開の準備	31
第11節	避難住民等に対する住宅の確保	31
第12節	避難場所の把握	32
第13節	避難誘導の補助	32
第5章	緊急物資の備蓄等	32
第1節	緊急物資の備蓄	32
第2節	装備品の整備	33
第3節	市が管理する施設及び設備の整備等	33
第6章	緊急物資運送計画の策定	34
第1節	運送路の決定基準	34
第2節	応援物資の受入れ体制の整備	34
第3節	応援物資の発送体制の整備	35
第7章	医療体制の整備	35
第1節	初期医療体制の整備	36
第2節	保健衛生体制の整備	37
第8章	生活関連等施設の管理体制の充実	38
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	38
第2節	核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	39
第9章	文化財保護対策の準備	40
第10章	研修の実施	40
第11章	訓練の実施等	40
第1節	市の訓練	41
第2節	民間における訓練等	42
第12章	市民との協力関係の構築	42
第1節	消防団の充実・活性化の促進	42

第2節	自主防災組織との協力関係の構築	4 3
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	4 4
第4節	市民の意識啓発等	4 4
第5節	事業者等との協力関係の構築	4 5
第3編	武力攻撃事態等対処編	4 7
第1章	実施体制の確保	4 7
第1節	全庁的な体制の整備	4 7
第2節	市国民保護対策本部の組織等	4 9
第3節	関係機関との連携体制の確保	4 9
第4節	市国民保護対策本部等の廃止	5 1
第5節	市民との連携	5 1
第2章	国民保護措置従事者等の安全確保対策	5 1
第1節	特殊標章等の交付	5 1
第2節	安全確保のための情報提供	5 3
第3章	市民の避難措置	5 3
第1節	警報の通知の受入れ・伝達	5 3
第2節	緊急通報の伝達	5 5
第3節	避難の指示等	5 5
第4節	避難住民の運送手段の確保	5 8
第5節	避難路の選定と避難経路の決定	5 9
第6節	避難路の交通対策の実施	5 9
第7節	避難誘導の実施	6 0
第8節	避難の指示の解除	6 0
第9節	避難誘導の実施の補助	6 1
第4章	避難住民等の救援措置	6 1
第5章	武力攻撃災害への対処措置	6 6
第1節	対処体制の確保	6 7
第2節	応急措置等の実施	6 7
第3節	保健衛生対策の実施	7 1
第4節	動物保護対策の実施	7 1
第5節	廃棄物対策の実施	7 2
第6節	文化財保護対策の実施	7 2

第6章 情報の収集・提供	7 2
第1節 被災情報の収集・提供	7 2
第2節 安否情報の収集・提供	7 3
第3節 各措置機関における安否情報の収集	7 5
第4編 市民生活の安定編	7 7
第1章 物価安定のための措置	7 7
第2章 避難住民等の生活安定措置	7 7
第3章 生活基盤等の確保のための措置	7 8
第4章 応急復旧措置の実施	7 8
第5編 財政上の措置編	8 1
第1章 損失補償	8 1
第2章 損害補償	8 1
第3章 被災者の公的徴収金の減免等	8 1
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	8 2
第6編 緊急対処事態対処編	8 4
第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置	8 4
【参考】	
用語集	8 5

第 1 編 総 則

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から70年以上を経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、平成13年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

1 基本的人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また、市は、これらの手続に関連する文書を適切に保存するものとする。

3 情報の伝達と共有化の確保

市は、市民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

4 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部の設置等による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

5 市民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

6 要配慮者の保護

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。

7 国際人道法の的確な実施の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

9 準備体制の充実

市は、武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

10 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 市の概況

第1節 地理的特性

1 地形

市は、関東ローム層の上に形成される武蔵野台地の東端にあり、総面積

11.04km²の地域である。荒川右岸部が幅約1kmの荒川低地の一部をなす以外は、標高30～40mの中位段丘（武蔵野面相当）の台地を主体とし、そのほか白子川、越戸川などの小河川沿いに、狭小な谷底平野が分布している。地形的には起伏の多い台地が大部分を占め、南部は平坦である。

2 隣接市町村との関係

市は、埼玉県の最南端、東寄りに位置し、東京への玄関口として、東側は東京都板橋区、南側は東京都練馬区、また、西側を埼玉県朝霞市、北側を埼玉県戸田市に隣接している。

【市位置図】

国土地理院承認 平 14 総複 第 149 号



(フリーソフト「KenMap」により作成)

【位置・面積及び広ぼう】

市役所の位置				面積	広ぼう	
所在地	経度	緯度	海拔		東西	南北
広沢1番5号	139° 36′ 21″	35° 46′ 52″	40.71m	11.04km ²	2.5km	4.9km

第2節 社会的特性

1 人口分布

市は、昭和45年、埼玉県で29番目の市として誕生して以来、東京の近郊都市として発展を続け、現在、人口は8万人を超えている。

平成27年の国勢調査によると、65歳以上の人口比率は16.8%であり、令和7年には18.3%と想定される。

年齢別人口では、若年層の減少と高齢化が一層進むことが推測される。

【人口・世帯数等】

		合計	男	女
人口	日本人	81,199人	41,612人	39,587人
	外国人	2,622人	1,452人	1,170人
世帯数	日本人	40,354世帯	—	—
	外国人	1,574世帯	—	—
人口密度		7,592人/km ²	—	—

(令和2年4月1日現在)

2 道路の状況

市の中央を国道254号（川越街道）が東西に通っている。また、東京外かく環状道路が南北に通過し、市域には和光ICと和光北ICの2ヶ所のインターチェンジがある。その他、新座和光線、練馬川口線などの県道が通っている。

3 交通網

国道254号とほぼ並行して、東武東上線及び地下鉄有楽町線、副都心線が首都圏を結んでいる。和光市駅は、東武東上線で池袋駅へ13分で、地下鉄有楽町線で有楽町駅へ39分、副都心線で渋谷駅へ27分で接続している。

また、市民ニーズに基づく市内公共交通網の整備が図られており、市内循環バスの充実や関係機関との連携によるバス路線網の充実が図られている。

武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられるため、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とする必要がある。

4 基地

市域には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地（朝霞市・和光市・新座市・練馬区に及ぶ）の施設があり、また、キャンプ朝霞の米軍アンテナ施設がある。

こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられ、施設周辺の市民の避難について配慮していく必要がある。

5 危険物施設

市内では、研究機関、医療機関等において、放射性物質が使用されており、また、石油タンク貯蔵所等の危険物施設は、各地に分布している。

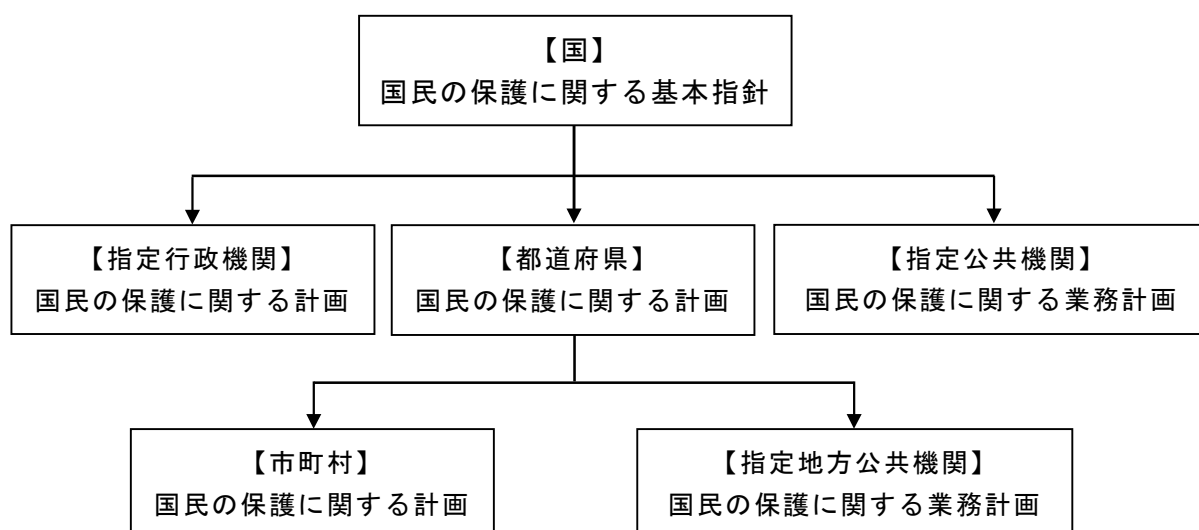
このような施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮するほか、施設の管理者に対して施設管理体制の強化を求めていく必要がある。

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、埼玉県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、市は「和光市国民保護計画」を策定する。



第1節 市の責務

市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

1 基本的事項

- (1) 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- (2) 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (3) 当該地方公共団体の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- (4) 市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

2 市が実施する主な措置

- (1) 警報、避難の指示の市民への伝達
- (2) 避難住民の誘導
- (3) 避難住民等の救援
- (4) 安否情報の収集及び提供
- (5) 退避の指示
- (6) 警戒区域の設定
- (7) 消防
- (8) 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

<参考>

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。

- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示・応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

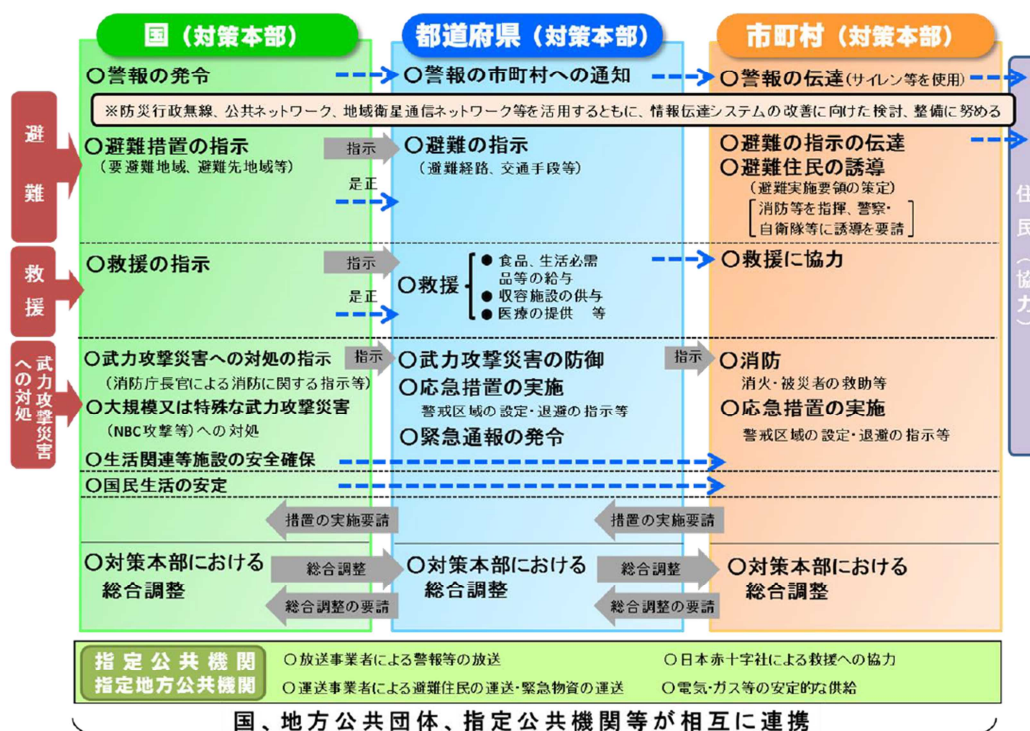
(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者
医療の実施
- ④ ライフライン事業者
電気、ガス、飲料水等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者
通信の確保

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

第3節 他の市区町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市区町をはじめとする他市区町村と相互に、市域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておく。また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市区町と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について統一性を確保するものとする。

第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

第5節 市民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、市民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

また、市職員OBの協力体制構築に努めるものとする。

一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、人権に配慮し、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所及び市民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による市民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。

また、市は、要配慮者の避難や救援について福祉事業者等との協力体制の整備に努める。

第6章 本計画が対象とする事態

本計画においては、次のとおり埼玉県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

1 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

- ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき

地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ではあるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

(2) 留意点

ゲリラは特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

3 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と県と連携し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確保されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

4 航空攻撃の場合

(1) 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地

を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2節 緊急処理事態

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (イ) ダムの破壊等

イ 留意点

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- (イ) ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破は行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般的に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2編 平時における 準備編

第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、市は、国や県、他の市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。

第1章 情報収集、伝達体制の構築

第1節 通信の確保

住民の避難や支援を円滑に実施していくためには、国、県、市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

このため、市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。

- 1 安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。
- 2 安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。

第2章 迅速な初動体制の確保

第1節 24時間即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

市は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。

第2節 職員配備計画の作成

和光市国民保護対策本部及び和光市緊急対処事態対策本部（以下「市対策本部等」という。）、並びに現地対策本部のそれぞれの担当業務を遂行するため、職員配備計画を作成する。

また、多数の避難住民を受け入れる場合、長期間にわたる対応が必要と考えられることから、交代要員の確保等を考慮するものとする。

第3節 職員の指定と伝達手段の整備

情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。

なお、本部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として携帯電話等を貸与する。その他の職員には必要に応じて、伝達手段として携帯電話等を貸与する。

第4節 交代要員等の確保

市は、市対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 交代要員の確保、その他職員の配備
- 2 食料、燃料等の備蓄
- 3 自家発電設備の確保
- 4 仮眠設備等の確保

第5節 市対策本部等の設置場所

市庁舎が、自衛隊基地や危険物施設等に近接しており、安全を確保するため、基地等から離れた場所に市対策本部を設置するなど、特別な対応が必要になることが考えられる。

このため、あらかじめ、複数の設置候補場所を指定しておくものとする。

第3章 警報の市民への周知

- 1 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。
- 2 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、携帯メールの活用等、市民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報「わこう」等により市民に周知する。
- 3 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。
- 4 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報「わこう」等を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。
- 5 高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定めるよう努める。

第4章 避難の指示

第1節 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。知事は、避難経路、交通手段等を明示して市長を通じ住民に避難を指示する。市長は、直ちに避難実施要領を定め、職員を指揮し埼玉県南西部消防本部消防長と協力して避難住民を誘導するとともに、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、朝霞警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。このため、市は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

第2節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル実施要領を作成し、市民に対して周知する。

なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

また、昼夜で生活する人々が異なることや大規模集客施設、繁華（商店）街があることなどに留意する。

【実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難経路、避難の手段
- (2) 防災行政無線の使用など避難指示の市民への周知に関する事項
- (3) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4) 迅速に関係機関の意見を聴取する方法
- (5) 市民が避難のために準備しておくべき物資等

- (6) 市民に対する注意事項
- (7) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

2 自衛隊基地、米軍施設、危険物施設所在地域として盛り込む事項

自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設や放射性物質の取扱施設等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、市は、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成するものとする。

- (1) 武力攻撃災害に関する情報を収集するため、県、自衛隊、警察、消防機関、危険物施設管理者の連絡窓口、連絡方法等
- (2) 避難誘導中の避難住民に対する武力攻撃等の情報提供体制
- (3) 基地、危険物施設等の周辺の住民から優先的に避難させるなど、地域別の優先順位に関する事項

3 モデル避難実施要領の作成パターン

(1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むこととする。

- ① 市は、避難先地域において当該市町村の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会又は事業所等を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、市民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。攻撃を受けたと

きの状態に応じて以下の留意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。

ア 屋外にいる場合

- (ア) 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (イ) 近くに適当な建物や地下室などが無いときには、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。
- (ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

イ 屋内にいる場合

- (ア) 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。
そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。
- (イ) 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には1階に移動する。
- (ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- (エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうずくまる。

ウ 乗り物の中にいた場合

(ア) 車の中にいた場合

- ・むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。
また、むやみに車外へ出ない。
- ・大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物が無い場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。
- ・車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

(イ) 電車内にいた場合

- ・車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
- ・乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。
また、周囲の人たちと協力して行動する。
- ・地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

② 着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、住民等は屋内避難を継続する。

被害内容が判明後、他の安全な地域への避難を行うなどの、国の対策本部長が指示する避難措置の内容に沿った避難の指示が知事によって行われる。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は、以下のとおり。

ア 核兵器の場合

(ア) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、市民は以下の事項に留意する。

- ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。
- ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

(イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。

- ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
- ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。

(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、堅牢な建物内に避難させる。

イ 生物兵器の場合

(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

(イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

ウ 化学兵器の場合

(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ち

に離れる。

(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。

(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。

(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は「(1)着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。

このため、市は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

<避難実施要領の作成パターンについて>

項目 \ 類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

項目 \ 類型	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	発射の段階で攻撃目標を特定することは困難			
		・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。	・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。	・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間	極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。			
避難先	避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。			
避難実施要領に盛り込むべき事項	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。			
	安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。			
		・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。

第3節 避難人数の把握

1 町・丁目別の人口の把握

市が市民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。

そのため、市はあらかじめ、町・丁目別で人口等を把握しておく。

また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。

2 要配慮者の把握

(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。

(2) 在宅の要配慮者について

市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

(3) 外国人の人数等について

市は、市内の外国人の人数（言語別）の把握に努める。

第4節 避難の指示の周知体制

1 市民への周知方法

(1) 市民への周知方法

「第3章 警報の市民への周知」と同様とする。

(2) 要配慮者への周知方法

ア 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市は、市内の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の指示の周知方法について定めておくものとする。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。

イ 在宅の要配慮者への周知方法

市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会と協力した連絡体制を整備する。

ウ 外国人への周知方法

市は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示

板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておくものとする。

(3) 周知内容

市は、主に以下の事項を避難住民へ周知する。

- ア 避難指示の理由
- イ 住民避難が必要な地域
- ウ 住民の避難先となる地域
- エ 避難場所
- オ 主要な避難の経路
- カ 避難のための交通手段、集合場所
- キ 注意事項（戸締り、携行品、服装等）

2 情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図るものとする。

第5節 避難住民集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、自治会、事業所単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定する。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市が指定する場所

2 避難住民集合場所の周知

市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民等に周知する。

- (1) 広報「わこう」
- (2) 避難住民集合場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制

1 避難施設の指定への協力

市は、県の避難施設の指定に協力する。

また、市は、県の行う避難施設の指定に際して、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。

【避難施設の指定要件】

- (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、各避難施設の管理者との24時間の連絡体制をあらかじめ把握するよう努める。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、市民への避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

4 避難施設の周知

市は、県と協力し、以下の方法等により避難施設の所在地等について市民への周知徹底に努める。

また、外国人にも周知を図るため、多言語による広報を行うよう努める。

- (1) 広報「わこう」
- (2) 避難所マップの作成及び配布
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載
- (4) 避難所看板の設置

第7節 避難のための交通手段の確保

1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。
自家用自動車の使用については、原則禁止とする。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、市民等に周知する。

2 交通手段の確保方法

(1) 鉄道

市は、市内における鉄道事業者の輸送能力及び連絡先を把握する。

(2) バス

市は、市内におけるバス事業者の輸送能力及び連絡先を把握する。

また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておくものとする。

(3) タクシー事業者

市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協力体制の確立に努める。

(4) 要配慮者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

第8節 避難候補路の選定

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県が決定した避難候補路（以下「候補路」という。）とネットワークを構築するための候補路を次の基準により定めておく。

(1) 県が指定した候補路に接続する主要な市道

(2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

ア 第2編第4章第6節に規定する避難施設

イ 市防災活動拠点

ウ 市臨時ヘリポート

(3) 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

(4) 自衛隊基地や米軍施設を迂回する候補路について検討する。

2 関係機関との調整等

市は候補路を定めようとする時には県に協議するとともに、朝霞警察署と調整する。

また、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

また、自衛隊の行動と市民の避難行動が交錯することもあると考えられる。自衛隊との調整は主に県で実施するため、市はあらかじめ県の連絡窓口、連絡方法等を把握しておくものとする。

また、県との連絡が途絶した場合等に備え、自衛隊基地等との直接の連絡体制についても確保しておくものとする。

第9節 避難住民の運送順序の決定

避難住民の運送は、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の市民

第10節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市が管理する道路については、市長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。

第11節 避難住民等に対する住宅の確保

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため、市は、県があらかじめ定めた「避難住民等住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。

なお、その際には、高齢者や障害者等の要配慮者対策について配慮する。

また、市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。

第12節 退避場所の把握

市は、武力攻撃事態等の態様に応じて適切な退避場所についてあらかじめ調査し、把握するよう努める。

第13節 避難誘導の補助

多数の避難住民を受け入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の配給への補助が必要となる。そのため、市は、避難経路等において、避難住民に対してパンフレット等を直接配付できるよう日頃から準備しておくものとする。なお、パンフレットは多言語により作成し、外国人の誘導にも配慮する。

また、移動途中の避難住民に対して、食料、飲料水、必要な情報の提供ができるよう日頃から準備しておくものとする。

第5章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、市民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄に当たっては、市、県、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、市は、国や県の対応を踏まえ検討する。

2 備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等は、危機管理室が全体を掌握し、防災備蓄倉庫において管理するものとする。

第2節 装備品の整備

市は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくとともに、代替施設の確保に努める。

2 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第6章 緊急物資運送計画の策定

第1節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 荒川等を利用した河川運送
- (3) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送道路の道路啓開

緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第10節と同様に行う。

第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

市は、他の地方自治体、国民、企業等から市への応援物資（以下「応援物資」という。）は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず物資集積地（本市では、和光市総合体育館）で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を、事前に提供する。

このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- (1) 高速道路のパーキングエリア又は料金所
- (2) 主要な国道の隣接地

2 情報提供体制の整備

市は、あらかじめ応援物資を受入れる市内の情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備する。

3 仕分け、配送体制の整備

市は、市内の物資集積地等における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定める。

第3節 応援物資の発送体制の整備

本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施する。

1 物資集積地の決定

原則として物資集積地に他の市町村、民間企業、市民からの応援物資を集積する。

2 仕分け、発送体制の整備

市は、物資集積地における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定める。

第7章 医療体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制を連携させて行っていくものとする。

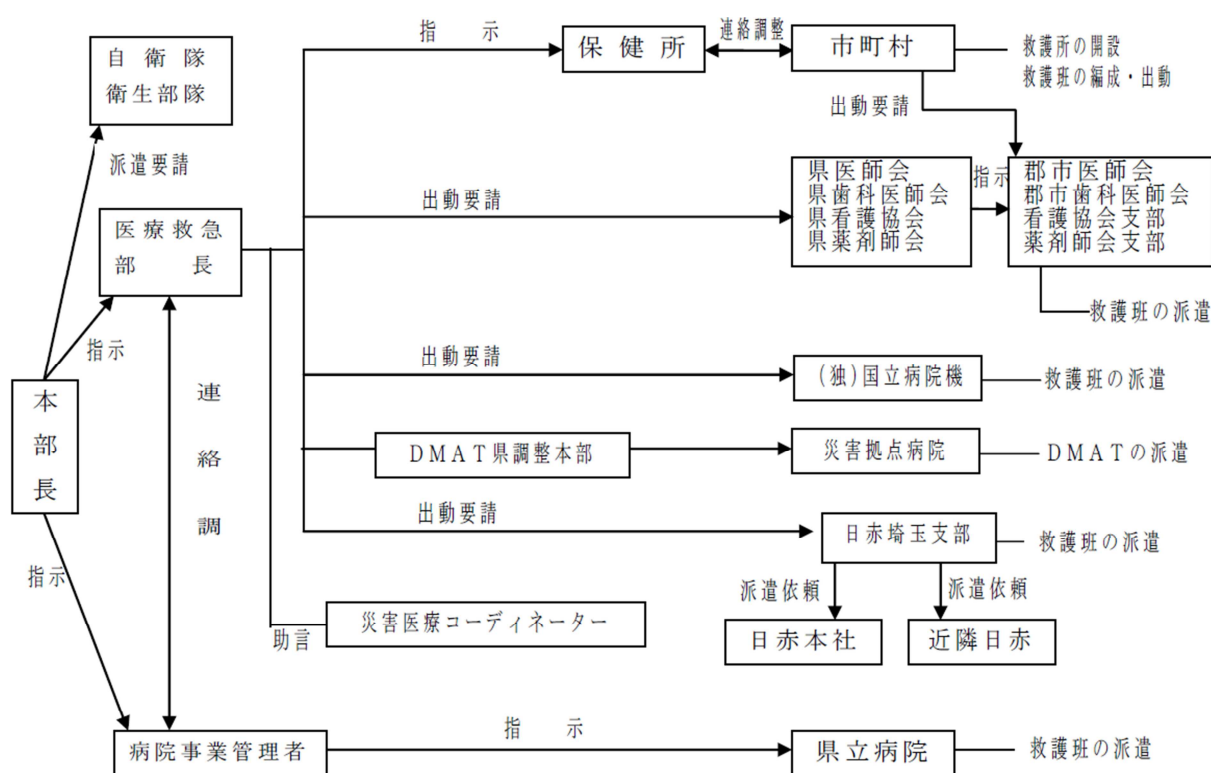
なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、二次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

第1節 初期医療体制の整備

1 救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされるため、初期医療活動を行う組織と役割は、以下のとおりとする。

【初期医療活動を行う組織と役割】



2 救護班の編成等

(1) 救護班の編成

ア 救護班の編成・出動手順の策定

市は、県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目についてあらかじめ決めておくものとする。

(ア) 救護班の編成方法

(イ) 救護班の出動手順

(ウ) 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）

イ 連絡窓口等の把握

市は、関係機関の連絡窓口を把握するとともに、要請等の手続についてあらかじめ定める。

(2) 医療救護所設置及び運営について

市は、県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目についてあらかじめ定める。

ア 救護所の設置場所

イ 救護所の運営方法

ウ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 N B C 災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したN B C 攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市はN B C 災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。

第2節 保健衛生体制の整備

1 健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

2 防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。

3 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び

指導を行う体制を整備する。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、火葬場の処理能力を超える遺体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため市は、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施する。

第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされやすいことから、関係機関と連携して実態の把握等に努める。

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

(1) 生活関連等施設

ア 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容

イ 施設の警備対策

ウ 緊急時の連絡窓口

(2) 危険物質等取り扱い施設の状況

ア 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量

イ 危険物質等取り扱い施設の警備対策

ウ 緊急時の連絡窓口

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。

また、市は、市内の生活関連等施設の安全確保の留意点について、施設管理者と情報交換等を行うことで明確にしておくとともに、留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。

また、市は、県と協力して、市域の危険物に関する専門機関の把握に努める。

3 危険物施設に関する市民への連絡体制の確立

危険物施設が被災した場合に備え、市は、関係する自治会、学校、大規模集客施設等との連絡体制を確立する。

第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等

市には、核燃料物質を使用している事業所、放射性同位元素を使用している医療機関及び試験研究機関等がある。

核燃料物質、放射性同位元素（以下「核燃料物質等」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、市、消防機関は所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設（以下「核燃料物質等使用施設」という。）の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。

また、市内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送されている。核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。

このため市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。

第9章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市は、市内の文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。

(1) 文化庁及び県の担当部署

(2) 文化財等を一時的に避難させる施設

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。

第10章 研修の実施

市は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

また、職員に対して危険物に関する研修を実施するほか、市民に対しても危険物に対する知識の普及啓発に努める。

第11章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行

うよう努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努めるものとする。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

さらに、多数の避難住民を受け入れる場合を考慮し、近隣の市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努める。

第1節 市の訓練

市は、市国民保護計画に基づき、市民の参加と協力を得て、訓練を実施するよう努めるものとする。

また、昼夜で生活する人々が大きく異なることや外国人が居住していること、多くの事業所が存在することに配慮した訓練とするよう努める。

また、国や県等との合同訓練の実施に努めるとともに、自治会単位でのきめ細かな訓練の実施に努める。

1 実地訓練

(1) 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

(2) 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の市民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市国民保護計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

(3) 避難誘導訓練

警察、消防機関等関係機関や市民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

2 図上訓練

(1) 情報収集伝達等の訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を行う。

第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等

(1) 市は、学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルを策定するよう促すものとする。

(2) 市は、各施設の管理者が~~は~~、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう促すものとする。

第12章 市民との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、県と連携し消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

市民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要である。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、大型消火器や油圧式ジャッキなどの消防救助資機材の整備について、必要な支援を行う。

また、多数の避難住民を受け入れる場合には、市全体で対応することとなり、避難者受入れのために、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、避難所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努める。

【市が実施する支援等】

- (1) 自主防災組織の結成促進
結成への指導
- (2) 自主防災組織の育成
リーダー研修の実施、訓練への支援等
- (3) 活動のための環境整備
資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- (4) 組織の活性化の促進
助言・指導、先進団体の取組の紹介等

【自主防災組織に協力を求める事項】

- (1) 市民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備する。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってい、市は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。

【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 市民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第4節 市民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、市民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、理解を深めるとともに、武力事態等対処ハンドブックを策定・配布し、訓練などを通して市民の自助能力の向上に努める。

また、迅速に避難し的確な救援を受けるためには、市民同士の助け合い（共助）が重要であり、自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加を積極的に促進する。

また、多数の避難住民を受け入れる場合にも、市全体で対応することになり、市民の自主的な協力が求められる。

第5節 事業者等との協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、事業者に対して、その安全確保に十分配慮しながら以下に掲げる協力を求める場合もある。

このため市は、訓練等を通じて事業所等との協力関係を構築するとともに、従業員における人材の把握等に努めるものとする。

【事業者に協力を求める事項】

- 1 市民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、傷病者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第 3 編 武力攻撃事態等
対 処 編

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、市民への警報や避難の指示の伝達、市民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、市民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を随時改定する。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

1 事態認定前における和光市緊急事態連絡会議の設置及び初動措置

(1) 和光市緊急事態連絡会議の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市としての確かつ迅速に対処するため、和光市緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を速やかに設置する。

イ 市は、連絡会議を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。

ウ 連絡会議は、警察、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

エ 多数の避難住民を受け入れる事態が予測される場合においても、救援等が円滑にできるよう、連絡会議を設置し対処する。

(2) 事態認定前における初動措置

市は、連絡会議において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

【関連資料】 和光市緊急事態連絡会議設置要綱

2 国民保護対策本部等の設置と職員の配備

国から国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部（以下「国民保護対策本部等」という。）設置の指定があった場合には、市長は国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

第2編第2章第2節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参加して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参加できない場合は、次の順に最寄りの非常参加場所に参加することとする。

【非常参加場所】

(1) 市庁舎

(2) 現地対策本部が設置される事務所

なお、非常参加した場合は、本部員又は現地対策本部長の指示に従うものとする。

また、国民保護対策本部等の設置場所に当たっては、第2編第2章第5節で定めた複数の設置候補場所から、最も適切な場所を選定して実施する。

第2節 市国民保護対策本部等の組織等

1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務

国民保護対策本部等の組織及び担当業務については、資料編の「市国民保護対策本部等の組織及び担当業務」による。

【関連資料】 <資料4> 市国民保護対策本部の担当業務

2 本部会議の開催場所の決定

- (1) 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。
- (2) 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

第3節 関係機関との連携体制の確保

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

(2) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。

3 国民保護派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施す

るため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 武力攻撃災害への対処
- (4) 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

- (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

4 県・警察との連携

(1) 県との連携

- ① 警報が当市に発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。
- ② 国民保護対策本部等設置するよう指定を受けたときは、速やかに国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告する。
- ③ 他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図るものとする。

(2) 警察との連携

市は国民保護対策本部等を設置したときは、朝霞警察署に通知する。

5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。また、必要に応じ県に職員の派遣を要請する。

ただし、市長は市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場

合、当該措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、県知事と調整のうえ、現地調整所の設置を県に要請する。

この場合、必要に応じ県に職員を派遣する。

第4節 市国民保護対策本部等の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部等を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに国民保護対策本部等を廃止する。

第5節 市民との連携

武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、市民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティア、事業者の協力を要請することとする。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項は同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の市民及びボランティア等の安全確保に十分配慮する。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 特殊標章等の交付

1 特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

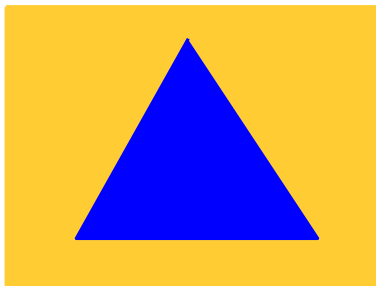
(2) 身分証明書

第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

2 市長は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、国民保護措置に係る職務を行う市の職員に対して、特殊標章等を交付する。

3 市長は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、必要に応じて特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。

【特殊標章の図】



※ オレンジ色地に青色の正三角形

- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

この証明書を保持する許可證者の名を記載するための余白

身分証明書

IDENTITY CARD

常時の
自衛隊の衛生要員等以外の
PERMANENT
臨時の
TEMPORARY
civilian medical personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

発給年月日/Date of issue

許可證者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height

眼の色/Eyes

髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information

血液型/Blood type

所持者の写真/PHOTO OF HOLDER

印鑑/Stamp

所持者の署名/Signature of holder

(様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第2節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- 1 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示
- 2 防災行政無線による伝達
- 3 広報車による広報

第3章 市民の避難措置

第1節 警報の通知の受入れ・伝達

- 1 県からの警報の通知の受入れ方法
県は、国から警報の通知を受け取ったとき、市町村長に対して直ちに警報を通知するとされており、市は以下のとおり通知を受け入れる。

- 53 -

なお、警報には次に定める事項が示される。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
(地域を特定できる場合のみ)
- ③ その他市民及び公私の団体に周知させるべき事項

(1) 勤務時間内

- ① 県からの警報の通知は、危機管理室が受信する。
- ② 危機管理室は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。

(2) 勤務時間外

- ① 県（宿日直者）からの警報の通知は、当直員が受信する。
- ② 当直員は、受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに危機管理室長へ連絡する。

2 市の他の執行機関、消防機関への通知

市は、県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関、議会及び消防機関に対して直ちに警報を通知する。

3 市民等への伝達

(1) 市民への伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに市民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

- ① サイレン（国が定めた放送方法による。）
- ② 防災行政無線
- ③ 自治会等を通じての伝達
- ④ 広報車
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ 公共施設等への掲示
- ⑦ F A X（主に、聴覚障害者に対して行う。）

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、市内の大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。

4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の伝達

1 緊急通報の発令

緊急通報は、当該武力攻撃災害による市民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、次の場合に発令される。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか市民等に対し周知させるべき事項

2 市民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに市民に対して伝達を行う。その手段は、「第1節 警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。

3 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、「第1節 警報の通知の受入れ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。

第3節 避難の指示等

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住

民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(1) 県からの指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導体制の早期確立を促すこととしている。

① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、知事は、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長に指示する。

② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、知事は、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長に指示する。

ア 主要な避難経路

イ 避難のための交通手段

ウ 避難先地域における避難施設

(2) 市長の市民への避難の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに市民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

① 避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第4章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

- (ア) 要避難地域の住所
- (イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、事務所等）
- (ウ) 避難先の住所及び施設名
- (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- (オ) 集合時間及び集合に当たっての留意点
- (カ) 避難の交通手段及び避難経路
- (キ) 市職員、消防団員の配置、担当業務等
- (ク) 要配慮者への対応
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
- (コ) 避難誘導中の食料の供給等の支援内容
- (サ) 避難住民の携行品、服装
- (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市は、避難実施要領を完成させたときには、市民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に市民を避難誘導する。

② 市民への周知内容及び方法

市は、第2編第4章第4節で定めた内容を市民及び要配慮者等に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。

なお、自衛隊基地、米軍施設及び危険物施設の周辺の住民から優先して周知するなど、優先順位に基づき実施する。

③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、市の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(3) 避難先地域の通知の受入

市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入は「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

- ① 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体
- ② 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体
- ③ 第1編第5章第6節に規定する大規模事業所や大規模集客施設

2 市域を越える市民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の市民が市域を越えて避難を行うことや、逆に他市区町村の住民が本市へ避難してくるなどが考えられる。

本市の市民が市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、市民を避難誘導する。

逆に、他市区町村の住民が本市へ避難してくる際には、第2編第4章第13節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第7節の1「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

(3) 自家用自動車等の使用

市は、自家用自動車等を交通手段として示す際には、朝霞警察署の意見を聴き、調整を図るものとする。

2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画に基づき避難住民の運送を実施することとする。

また、県は、あらかじめ協定を締結しているタクシー事業者に対して、

協定に基づき避難住民の運送を実施するよう要請するものとする。

3 運送実施状況の把握

- (1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次、市対策本部に報告するものとする。
- (2) 市対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。
- (3) 市対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次、県国民保護対策本部等に報告する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第8節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

なお、自衛隊の行動と市民の避難行動が交錯することとも考えられるため、市はあらかじめ定めた方法により、県や自衛隊から自衛隊の部隊の行動について情報を収集した上で、避難経路を決定する。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対し必要な交通規制を要請する。

2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して市民に周知する。

3 関係機関による道路啓開

市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

第7節 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防団長を指揮するとともに、埼玉県南西部消防本部消防長の協力を得て市民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長、又は自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による市民の避難誘導を行うように要請する。

また、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

2 県への支援の求め

市は、市民の避難誘導の状況について県に報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、必要な支援を求める。

3 県、自衛隊、警察からの情報収集、提供

避難誘導する際に市民の安全を確保するため、市はあらかじめ定めた方法により、県、自衛隊、警察から武力攻撃災害に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら、避難誘導を実施する。

第8節 避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第9節 避難誘導の実施の補助

市は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第2編第3章第12節（24ページ）で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

第4章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体等の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食料品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 遺体の捜索、処理及び埋・火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

1 収容施設の供与

(1) 収容施設の決定方法等

避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定するものとする。

(2) 避難施設の管理者への通知

市は、県からの避難施設の管理者への通知を管理者へ伝達する。

(3) 収容施設の運営、維持管理等

① 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第6節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行うよう努めるものとする。

② 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行うものとする。

③ 避難住民のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保について配慮する。

2 食料品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与を実施する。

(1) 必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整するものとする。

(3) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

② 運送実施状況の把握

運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途

中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(4) 緊急物資運送路の確保

① 県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

② 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には朝霞警察署と調整をする。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送

市は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

① 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第7章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

② 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、県に調達を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) N B C 災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

4 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

(1) 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。

収集した情報は、逐次、県国民保護対策本部等へ報告する。

(2) 被災地における捜索・救助の実施

① 市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、市民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

② 市は、捜索・救助の状況について、逐次、県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。

(3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

5 遺体の捜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(1) 遺体の捜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに遺体の捜索を実施するものとする。

ただし、N B C 攻撃災害により、遺体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

(2) 遺体の処理

市は、県が行う以下の遺体の処理に協力する。

① 一時保管

検視（見分）・検案前の遺体の一時保管を行う。

（注）検視・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か遺体の状況を調べる処分。

見分・・・警察が、非犯罪死体について遺体の状況を調査する処分。

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

② 検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

③ 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

遺体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 遺体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、遺体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 遺体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

遺体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理

収容した遺体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

① 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

② 埋・火葬の実施

ア 市は県と協力して、第2編第7章第2節4により締結した協定等

に基づき、火葬を実施する。

イ 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。

6 電話その他の通信設備の提供

市は、県と協力して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行うものとする。

7 被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

8 学用品の給与

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、情報を共有するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部等は、県国民保護対策本部、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。
- (2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し退避の指示を周知する。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 市民の退避の方法
- ⑤ 携帯品

⑥ その他の注意事項

(2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に当たっては、あらかじめ定めた方法により、警察、消防機関、自衛隊から武力攻撃等の情報を収集し、その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民等に対し設定された警戒区域を周知する。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は必要により、朝霞警察署長に対し、同様の指示をすることを要請するものとする。

2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況の把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

市内には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。

5 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

② 汚染され、又は汚染された疑いがある遺体の移動を制限、禁止すること。

③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、市は県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

- ④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

(3) 関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。

また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努めるものとする。

(4) 対応時の留意事項

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線

イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線

ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。

(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。

(イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。

(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被ばくする「外部被ばく」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被ばくする「内部被ばく」がある。このため、住民等の避難誘導に当たっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

(エ) ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、ア、イ及びウに準じた医療措置、避難誘導等が必要となる。

(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。

イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民等を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。

イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。

第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第2節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

第4節 動物保護対策の実施

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら、「埼玉県災害廃棄物処理指針」に準じて廃棄物対策を実施する。

2 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市民に提供する。

第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した市民から収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 遺体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市民に周知する。
- ② 市民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。

- ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民に該当するか否か

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 武力攻撃災害により死亡した市民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、遺体の所在

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

第4編 市民生活の 安定編

第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、市民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、市民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

市は、その所管する道路、上下水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、

県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

第5編 財政上の措置編

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合には、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。

第2章 損害補償

市は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- 1 市民の避難誘導への協力
- 2 救援への協力
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 4 保健衛生の確保への協力

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険税の減免等の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災

した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

第 6 編 緊急対応事態 対 処 編

第6編 緊急対処事態対処編

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。

県は、この4つの事態を参考とし、地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を以下のとおり3つ想定しており、本市においても、同様の事態を緊急対処事態として想定する。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 市緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。

和光市国民保護計画 用語集

あ

● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● N B C 攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

● N B C 災害

N B C 攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

● ^エ ^ム ^ネ ^ッ ^ト E m - N e t （緊急情報ネットワークシステム）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステムをいう。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

● 応援物資

市内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった物資のこと。

● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

● **核燃料物質**

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

● **基本指針**

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体型の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● **緊急事態連絡会議**

武力攻撃事態、大規模テロ、大規模火事、大規模事故等の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、本市に設置される会議のこと。

緊急事態による被害が拡大するおそれが解消したと認めたとき又は災害対策本部、国民保護対策本部若しくは緊急処理事態対策本部が開設されたときは、閉鎖される。

● **緊急処理事態**

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● **緊急処理事態対処方針**

緊急処理事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。

内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。

● **緊急対処措置**

緊急対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する次に掲げる措置

(1) 緊急処理事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予

防、鎮圧、その他の措置。

- (2) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。

● 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の「(2)」のことである。

● 緊急対処事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● 緊急対処事態対策本部（国）

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に緊急対処事態対策本部が設置される。

武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。

● 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

● 義援金等

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭や物品のこと。

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員をいう。

● 高規格救急車

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

● 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。→ ● ジュネーヴ諸条約

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議することとなっている。また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地

方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

● 国民保護対策本部

国民保護対策本部は、市が実施する市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行う。

さ

● 災害拠点病院

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。

● J-A L E R T（全国瞬時警報システム）

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

● シェルター

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害（熱線、爆風、放射能汚染）から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。116機関が指定されている。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定める

もの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では、42事業者が指定されている。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法→ ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事が提供する施設。

● ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

＜主な内容＞ 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

＜主な内容＞ 捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

＜主な内容＞ 非戦闘員である文民は保護されなければならない。
(なお、第二追加議定書は、内乱等に関して適用される。)

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

た

● 対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急処理事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本指針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

● 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

（1）武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。

（2）武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

● ダーティボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一

般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議が作成する計画。市町村の区域における住民の生命、身体及び財産を自然災害から守ることを目的として作成するものであり、災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項及び災害復旧に関する事項を定めている。

地域防災計画では、災害が発生した場合に、第一に市町村が対応し、被害の規模に応じて都道府県や国が対応していくのに対して、国民保護計画では、有事の発生時から国、都道府県、市町村、消防機関、指定公共機関がそれぞれの役割に応じ一体となって実施していく点が異なる。

● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。→ ● 赤十字標章、文民保護標章

● 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

● トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は

- **避難経路**

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

- **避難候補路**

避難路の候補としてあらかじめ選定された道路。避難候補路の中から状況に応じて避難路を決定することになる。

- **避難住民等**

避難住民及び被災者のこと。

- **避難先地域**

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）
対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

- **避難施設**

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

- **避難所**

あらかじめ指定を受けている避難施設のほか、緊急の必要がある場合、住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。

- **避難住民集合場所**

避難を円滑に行うため住民が集合する場所。市町村が指定する。

- **武力攻撃**

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。国又は国に準ずる者による組織的・計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく国に準じるものもあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

- **武力攻撃災害**

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

- **武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機

を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態等に至ったときに、政府は、その対処に関する基本的な方針である対処基本方針を定める。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置され、国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

● 文民保護標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は

使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

● 防災活動拠点

災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点といい、本市全体の活動の中心となる防災中枢拠点、地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点などをいう。

● 防災基地

災害発生時の応急対策を迅速に行うため、被災者の救援・救護に必要な食料や生活必需品などを備蓄する防災倉庫及び集配機能を備えた総合的な埼玉県内の防災活動拠点のひとつ。埼玉県内には、越谷、新座、秩父、中央（比企郡）、熊谷の5つの防災基地がある。

埼玉県新座防災基地は、新塚5077番地5に所在する。

● 防災拠点校

防災活動拠点の一つであり、38の県立学校が位置づけられている。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。

● 防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系があり、2重化されている。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

● 放射性同位元素

ラジオアイソトープともいう。同一原子番号を持つ原子の間で原子量が異なる原子を同位元素と呼ぶが、同位元素は安定なものと不安定なものがあり、不安定なものは時間とともに放射性崩壊して放射性を発する。これが放射性同位元素である。

40K、87Rbなどのように天然に存在するもののほか、現在では、原子炉や粒子加速装置を使って原子核反応によりすべての元素について多くの人工放射性同位元素が作られている。トレーサーとして各方面で用いられ、また放射線源として化学反応（放射線化学）、分析（放射化分析）、医療（放射線治療）、非破壊検査（放射線透過検査）、計測（ α 線、 β 線、 γ 線の透過・散乱を利用した厚み計、液面計）、原子力電池などに広く利用されている。

● 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
 - (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
 - (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
 - (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者
- 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● 有事関連法

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。

この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連法という。有事関連法は、以下の7つである。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

和 光 市 国 民 保 護 計 画

平成 1 9 年 3 月 策定

平成 2 3 年 4 月 改訂

令和 3 年 5 月 改訂

和光市危機管理室

TEL 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1

FAX 0 4 8 - 4 6 4 - 1 2 3 4

メールアドレス b0200@city.wako.lg.jp